

合法性等の証明に係る事業者認定実施要領

全国 L V L 協会
制定 平成18年6月30日

第一 目的

本実施要領は、本協会の「違法伐採対策に係る自主的行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、本協会の認定事業者として単板積層材、単板の合法性等の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「事業者認定申請書」を本協会へ提出しなければならない。

第四 事業者認定の審査

- 1 本協会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ①合法性等が証明された単板積層材、単板（以下「証明材」という。）とそれ以外の単板積層材、単板（以下「非証明材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

- ③証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を3年間保存すること。

(責任者の選任)

⑤本取組の責任者が、1名以上選任されていること。

第六 事業者認定証の交付及び公表

- 1 本協会は認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書証」を交付し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を本協会のホームページに公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、証明材の出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書の様式は、別記3で定める「単板積層材、単板の合法性等証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性等の証明された単板積層材、単板の取扱実績報告」により、証明材の取扱にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、本協会へ報告する。
- 2 本協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を必要に応じて公表する。

第九 立ち入り検査

本協会は、必要に応じて、認定事業者による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、本協会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本協会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

審査委員会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- 1 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- 2 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
- 3 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

附則 この実施要領は、平成18年7月1日から施行する。